

雇用保険法施行規則及び建設 労働者の雇用の改善等に関する 法律施行規則の一部を改正する 省令案要綱

厚生労働省発職 0329 第 1 号

平成 28 年 3 月 29 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（職業安定局関係）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金制度の改正

(一) 再就職支援奨励金制度の改正

求職活動等のための休暇を対象者に付与した事業主に対し、再就職実現時に支給する再就職支援奨励金について、対象となる休暇の日数の上限を百八十日に引き上げるとともに、一日当たりの額を五千円（中小企業事業主の場合は八千円）に引き上げること。

(二) 受入れ人材育成支援奨励金制度の改正

イ 再就職援助計画の対象者等を早期に雇い入れた事業主に対する助成額を、四十万円に引き上げること。

ロ 人材育成支援としての移籍出向により雇い入れた者に訓練を受けさせる事業主に対する助成を廃止し、(三)のキャリア希望実現支援助成金に統合すること。

(三) キャリア希望実現支援助成金制度の創設

イ 生涯現役移籍受入れ支援として、被保険者（高年齢継続被保険者等を除く。）であった者（四十歳以上六十歳未満の者に限る。）を移籍出向により雇い入れた事業主（その雇用する労働者が希望するときは、その年齢が六十五歳を超えても引き続いて雇用する事業主に限る。）に対し、一人当たり四十万円を支給するものとする。

ロ (二)の受入れ人材育成支援奨励金の人材育成支援としての移籍出向に係る助成を、キャリア希望実現支援助成金制度に統合すること。（再掲）

二 高年齢者雇用安定助成金制度の改正

(一) 高年齢者活用促進コースの改正

イ 助成対象に健康診断を実施するための制度の導入を追加し、制度導入に要した費用の額を三十万円とみなすものとする。

ロ 高年齢者の生産性を向上させるために必要な機械設備、作業方法、作業環境の導入等を実施した事業主及びその雇用する被保険者に占める高年齢継続被保険者の雇用割合が百分の四以上の事業主

については、支給上限額を六十歳以上の被保険者の数に三十万円を乗じて得た額に引き上げること。

ハ 六十六歳以上までの定年の引上げ、定年の定め廃止又は六十五歳以上までの定年の引上げ及び六十六歳以上までの継続雇用制度の導入の措置を実施した場合については、措置の実施に要した費用の額を百万円とみなすものとする。

(二) 高年齢者無期雇用転換コースの創設

五十歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主に対し、対象者一人につき四十万円（中小企業事業主の場合は五十万円）を支給するものとする。

三 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

高年齢者雇用開発特別奨励金について、六十五歳以上の求職者を一年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成額を、次のとおり引き上げること。

イ 短時間労働者以外の労働者として雇い入れた場合 六十万円（中小企業事業主の場合は七十万円）

ロ 短時間労働者として雇い入れた場合 四十万円（中小企業事業主の場合は五十万円）

四 地域雇用開発助成金制度の改正

沖縄若年者雇用促進奨励金の二年目の支給要件に、雇い入れた沖縄若年求職者のうち一定割合以上のものについて、期間の定めのない労働契約を締結し、所定労働時間及び賃金制度が通常の労働者と同じものである労働者として雇用していることを追加するとともに、二年目の助成額を、支払った賃金の額に相当する額の三分の一（中小企業事業主の場合は二分の一）の額に引き上げること。

五 (略)

六 人材確保等支援助成金制度の改正

職場定着支援助成金制度について、次のとおり改正すること。

(一) 中小企業団体助成コースの改正

支給対象となる認定組合等について、経済社会情勢の変化に合わせて新たに創出される事業の実施又は実施している事業の成長発展により雇用機会の拡大が見込まれる分野に係る事業を営む者を構成員とする認定組合等から、全ての認定組合等に拡大すること。

(二) 個別企業助成コースの改正

イ 雇用管理制度助成の改正

(イ) 支給対象となる事業主について、経済社会情勢の変化に合わせて新たに創出される事業の実施又は実施している事業の成長発展により雇用機会の拡大が見込まれる分野に係る事業を営む事業主から、全ての事業主に拡大すること。

(ロ) 介護関係業務を行う事業主を除き、雇用管理責任者の選任に係る要件を廃止すること。

ロ 介護労働者雇用管理制度助成の創設

平成三十三年三月三十一日までの間、介護事業主に対し、次のとおり支給するものとする。

(イ) 介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備に係る計画について都道府県労働局長の認定を受け、その整備を行った場合 五十万円

(ロ) (イ)の賃金制度の整備に係る計画の計画期間が終了してから一年経過後の離職率に係る目標を達成した場合 六十万円

(ハ) (イ)の賃金制度の整備に係る計画の計画期間が終了してから三年経過後の離職率に係る目標を達成した場合 九十万円

七 キャリアアップ助成金制度の改正

- (一) 正社員化コースの改正
 - イ 正規雇用等転換コース及び多様な正社員コースを正社員化コースに統合すること。
 - ロ 通常の労働者の短時間正社員への転換又は新たな短時間正社員の雇入れを実施した事業主に対する助成を廃止すること。
- (二) 処遇改善コースの改正
 - イ 健康管理コース及び短時間労働者の週所定労働時間延長コースを処遇改善コースに統合すること。
 - ロ 全ての有期契約労働者等について賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた事業主に対する助成額を、次のとおり引き上げること。
 - (イ) 対象労働者の数が一人以上四人未満の場合 一の事業所当たり七万五千円（中小企業事業主の場合）は十万円）
 - (ロ) 対象労働者の数が四人以上七人未満の場合 一の事業所当たり十五万円（中小企業事業主の場合）は二十万円）
- (ハ) 対象労働者の数が七人以上十一人未満の場合 一の事業所当たり二十万円（中小企業事業主の

場合は三十万円)

- (二) 対象労働者の数が十一人以上の場合 対象労働者一人につき二万円(中小企業事業主の場合は三万円)

ハ 合理的に区分された有期契約労働者等について賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じた事業主に対する助成額を、次のとおり引き上げること。

- (イ) 対象労働者の数が一人以上四人未満の場合 一の事業所当たり三万五千円(中小企業事業主の場合は五万円)

- (ロ) 対象労働者の数が四人以上七人未満の場合 一の事業所当たり七万五千円(中小企業事業主の場合は十万円)

- (ハ) 対象労働者の数が七人以上十一人未満の場合 一の事業所当たり十万円(中小企業事業主の場合は十五万円)

- (ニ) 対象労働者の数が十一人以上の場合 対象労働者一人につき一万円(中小企業事業主の場合は一万五千円)

ニ 有期契約労働者等について、その職務等に応じて賃金を決定するための制度であつて通常の労働者と共通のものを整備する措置を講じ、当該制度に基づいて賃金を支払った事業主に対し、一の事業所につき四十五万円（中小企業事業主の場合は六十万円）を支給するものとする。

ホ 平成三十二年三月三十一日までの間は、一週間の所定労働時間が二十五時間未満である有期契約労働者等について、当該所定労働時間を三十時間以上とする措置を講じた事業主に対する助成額を、対象労働者一人につき十五万円（中小企業事業主の場合は二十万円）に引き上げるとともに、一の事業所当たりの支給人数の上限を十五人に引き上げること。

八 障害者雇用促進等助成金制度の改正

障害者トライアル雇用奨励金について、過去三年間に精神障害者を雇用したことがない事業主が試行的に雇用する労働者として精神障害者を雇い入れる場合の助成額を、雇入れに係る者一人につき月額八万円に引き上げること。

九 生涯現役起業支援助成金制度の創設

(一)に該当する事業主に対し、(二)に定める額を支給するものとする。

(一) 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 次のいずれかに該当する事業主であること。

(イ) 次のいずれにも該当する者が代表者である法人を、新たな事業を開始するために設立した事業主であること。

(i) 当該設立の日における年齢が四十歳以上の者であること。

(ii) 当該法人の業務に専ら従事する者であること。

(ロ) 個人事業主のうち、新たな事業を開始した日における年齢が四十歳以上の者であつて、当該事業に専ら従事するものであること。

ロ 法人の設立又は事業の開始（法人による場合を除く。）の日から十二箇月以内に、雇用創出のための募集及び採用並びに教育訓練に関する計画（二イにおいて「雇用創出計画」という。）について都道府県労働局長の認定を受け、その計画期間内に、次のイ又はロに定める数以上の者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(イ) 六十歳以上の者 二人

(ロ) 四十歳以上六十歳未満の者 三人(六十歳以上の者を一人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては、二人)

(二) 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ (一)イの法人の代表者又は(一)イ(ロ)の個人事業主が六十歳以上の場合 雇用創出計画に基づく募集及び採用並びに教育訓練に要した経費(人件費を除く。ロにおいて「助成対象経費」という。)の三分の二に相当する額

ロ イ以外の場合 助成対象経費の二分の一に相当する額

十(十二) (略)

十三 通年雇用奨励金制度の改正

平成二十八年までの暫定措置である季節労働者の移動就労に係る経費、休業に係る経費及び試行雇用終了後の常用雇用に係る経費に対する助成について、三年間延長すること。

第二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

建設労働者確保育成助成金制度について、次のとおり改正すること。

(一) 技能実習コースの改正

イ 技能の指導方法の改善に係る訓練を助成対象に加えること。

ロ 女性労働者に係る技能実習への経費助成については、中小建設事業主並びに中小建設事業主の団体及びその連合団体以外を助成対象に加え、当該技能実習に要した経費の額の二分の一に相当する額を支給するものとする。

(二) 雇用管理制度コースの改正等

イ 登録基幹技能者に係る賃金について、一定額以上の増額等を行った中小建設事業主に対し、登録基幹技能者一人につき、一年当たり十万円を支給するものとする。

ロ 雇用管理制度コースについて、第一の六一の職場定着支援助成金の拡充に伴い、制度導入及び離職率に係る目標達成に関する助成を廃止し、入職率に係る目標達成に関する助成のみとすること。

(三) 作業員宿舎等設置コースの改正

作業員宿舎等設置コースについて、中小建設事業主に対し、建設現場において女性労働者が働きやすい環境の整備に要した経費の三分の二に相当する額を支給するものとする。

(四) 新分野教育訓練コースの廃止

新分野教育訓練コースを廃止すること。

第三 その他

- 一 この省令は、平成二十八年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。